

札幌市立北野台小学校

いじめ防止基本方針

- 第1章 いじめ防止等のための対策の基本的な考え方
- 第2章 「札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例」を踏まえた「札幌市いじめの防止等のための基本的な方針」の取組
- 第3章 いじめの防止
- 第4章 いじめの早期発見・早期対応
- 第5章 いじめ防止のための組織
- 第6章 家庭（保護者）・地域の関係者、警察との連携協力、参画体制
- 第7章 いじめの解消
- 第8章 重大事態への対処

平成27年8月策定

（令和5年4月一部改定）

（令和5年12月一部改訂）

（令和6年3月一部改定）

（令和7年2月一部改定）

札幌市立北野台小学校

【参考資料】

いじめ防止対策推進法(平成 25 年6月)

いじめ防止等のための基本的な方針(平成 25 年10月 文部科学大臣)

札幌市いじめの防止等のための基本的な方針(令和元年6月)

第1章 いじめ防止等のための対策の基本的な考え方

1 いじめの防止等の基本理念

国では、いじめ防止法第11条1項の規定に基づき策定した「いじめの防止等のための基本的な方針」の中で、以下のとおり、いじめの防止等の基本理念を掲げている。

いじめは、全ての児童生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行わなければならない。

また、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行わなければならない。

※国の「いじめ防止等のための基本的な方針」より抜粋

2 いじめの定義及び基本的理解

いじめの定義(いじめ防止法 第2条)

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つことが必要である。

この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、いじめ防止法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。例えば、いじめられていても、本人がそれを否定する場合や、けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合があることを踏まえ、当該児童の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

また、インターネット上で悪口を書かれた児童がいた場合などにおいて、当該児童がそのことを知らずにいたとしても、いじめる行為を行った児童に対して教育的指導が適切に行われるべきである。加えて、いじめに当たると判断した場合でも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。

◆具体的ないじめの態様

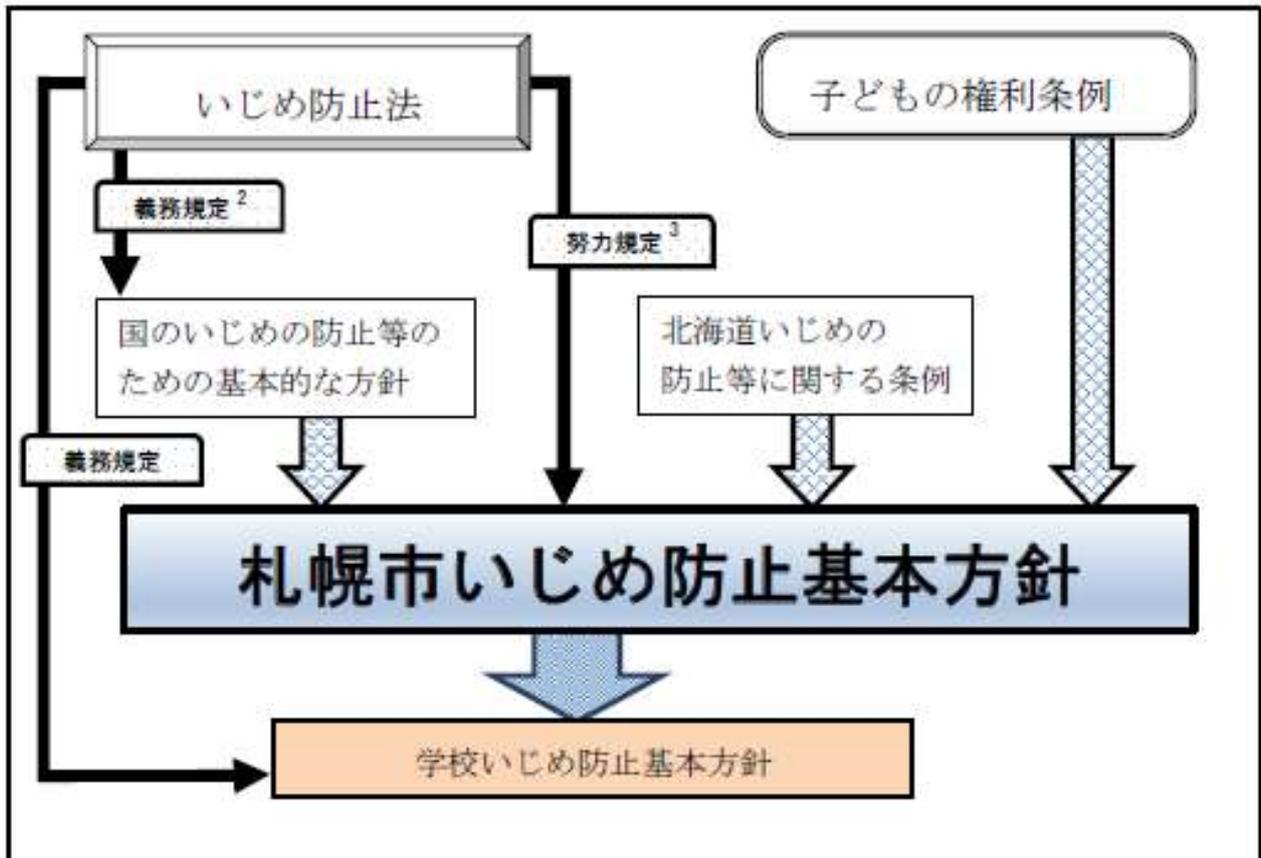
- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする

第2章 「札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例」を踏まえた「札幌市いじめの防止等のための基本的な方針」の取組

子どもの権利条例では、すべての子どもは、かけがえのない存在であり、誰もが生まれたときから 権利の主体であるとし、子どもが毎日を生き生きと過ごし、自分らしく伸び伸びと成長・発達していくことができるよう、「安心して生きる権利」として、「いじめから心や体が守られること」や「気軽に相談し、適切な支援を受けること」などを規定している。

また、10%超の児童生徒が「いじめられたことがある」と回答していることから、相当数のいじめが発生していることがうかがえる。さらに、近年ではいじめは、学校内だけではなく、学校外やインターネット上でも発生するなど、形態が多様化してきている。

こうしたことから、札幌市においては、いじめ防止法及び子どもの権利条例などを踏まえ、いじめの防止等の取組を一層明確化し、すべての児童生徒がいじめに向かわないよう、また、いじめられたときには誰かに相談できるよう、そして、安心して日々の生活を送ることができるようにするため、「札幌市いじめ防止等のための基本的な方針」を策定している。



「札幌市いじめ防止等のための基本的な方針」より

第3章 いじめの防止

(1) 教職員の対応力の向上

○「いじめ見逃しゼロ」を徹底するために、認知及び解消については、学級担任などの個人に委ねず、校内いじめ対策会議で判断することを徹底する。

~~○いじめの対応にあたっては、初期段階から組織で対応し、安易に個人で対応方法を判断せず、複数の目で解決にあたるように共通理解を図る。~~

○「いじめは絶対に許されない」という認識を学校全体に徹底するため、学校において研修等を年3回（年度初め、2学期始業式、3学期始業式）に取り組む。

○児童から信頼されるよう豊かな人間性を高めるなど、絶えず自己研鑽に取り組む。

○教職員の言動が、児童を傷つけたり他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

○スクールカウンセラーなどの専門家の助言を参考にし、個に応じた指導を行う。

(2) 個別の対応状況に関する記録及び引継について

○いじめに関する個別の対応状況に関する記録及び自殺念慮や自殺企図などの情報については、児童生徒の進級・進学や転学に当たって、次の学年・学校に確実に引き継ぎ、指導や支援につなげることを徹底する。

~~○いじめに関する個別の対応状況に関する記録については、児童の進級・進学や転学に当たって、次の学年・学校に確実に引き継ぎ、指導や支援につなげることを徹底する。~~

(3) 学校の取組の評価について

○学校いじめ防止基本方針に基づく取組の成果検証を行うために、学校評価の評価項目にいじめの防止等の取組（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり、早期発見・事案対応のマニュアルの実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）に関する項目を位置付ける。

○学校評価において目標の達成状況等の評価し、取組の改善につなげる。

(4) 一人一人を生かす教育活動の充実

○全ての児童が主体的に参加・活躍できるような授業を行い、児童の自己肯定感や自己有用感を高める。

○一人一人が主体的に考え、いじめ防止を訴える取組（児童会によるいじめ撲滅の宣言など）を推進し、互いを認め合う人間関係を育む。

○道徳教育やピア・サポート等の教育活動を通して、誰に対しても思いやりの心を持ち、相手の立場に立てる心を育むとともに、円滑に他者とのコミュニケーションを図る社会性を育成する。

(5) いじめについての児童生徒の理解促進

○いじめにあたる行為についての認識を学校全体で共有するほか、児童がいじめの問題について考え、意見を述べ合う機会を設けるなど、いじめを防止する活動に取り組む。

○いじめられる児童の気持ちを全児童が理解できるようにするとともに、見て見ぬふりをするなどがいじめを深刻化させることになることを指導する。

○いじめは重大な人権侵害に当たり、被害者、加害者及び周囲の児童に大きな傷を残すものであり、決して許されないこと、また、刑事罰の対象となり得ることや不法行為に該当し、損害賠償責任が発生し得ることなどを、児童が学ぶ取組を行う。

(6) 学校として特に配慮が必要な児童についてのいじめの防止

ア 発達障がいを含む、障がいのある児童が関わるいじめの防止

イ 海外から帰国した子どもや外国人の子ども、国際結婚の保護者をもつ子どもなどに対するいじめの防止

ウ 性同一性障がいや性的指向・性自認に係る児童に対するいじめの防止

(7) インターネット上のいじめの防止

○インターネット上に誹謗中傷を書き込むなどの行為は、取り返しのつかないことになることや、犯罪行為につながる可能性があることなど、ネット上のいじめ防止に関わる指導を行う。

○情報モラル教育の推進に当たっては、「小中一貫した教育」のパートナー校及び家庭や地域と連携しながら、子どもの発達の段階に応じた系統的な指導を行う。

(8) 保護者への啓発

○児童がいじめの防止に向けた学習を行う際に保護者も同席するなど、保護者がいじめの問題について理解を深めることができるようする。

○児童のインターネットの使い方について、家庭でのルールづくりを行うなど安全な利用について啓発するとともに、児童生徒のインターネット利用状況を保護者が把握するよう促す。

(9) 本校としての具体的な取組

○全校朝会、学校だより、学年だより、保健だよりなどを活用して「いじめ」について「許さない」「起こさせない」という意志を子どもや保護者に伝える。

○友達と生活することが楽しく感じる学習集団づくりを行う。

○一人一人のよさが認められる温かな学級・学年づくりを行う。

○たてわりグループ(スマイルタイム)を活用して、他者と関わる力を伸ばし、思いやりの心を育てる。

○道徳の授業では、人間関係を豊かにするような内容に重点を置いて実践を進める。また、年度当初や9月に「いじめに関わる単元」を実施する。

○休み時間・給食時間・働く時間・朝や帰りの会など、授業以外の場面であっても、普段と違う様子が見られた子どもには、声を掛けるなどの手立てを取り、その子の悩みを把握するように努める。

○外部講師(札幌弁護士会など)を招き、命や人権をすることの大切さを学ぶ出前授業を行う。

○本校独自のいじめに関するアンケートの実施(年2回)によって、子ども自身が身の回りのいじめについて意識できるようにする。

○過去に起こったいじめの事案についても、翌年の学級担任に引継ぐなどして見守りを継続し、いじめの再発を防止する。

(10) いじめの防止等の対処マニュアルの作成について

①札幌市いじめの防止等のための基本的な方針(市の改定案の第4章)を参考として、いじめの早期発見・対処のマニュアルを策定し、アンケート調査や個人懇談の実施の方法、いじめの情報共有の手順及び情報共有すべき内容(いつ、どこで、誰が、何を、どのように等)、する。、それらの結果の検証及び組織的な対処方法について定めておく。

③いじめのサインチェックシートによって把握したいじめの疑いについては、学校いじめ対策組織で事実関係の確実な把握といじめの認知を行う。

④教職員個人の差によらない、客観的ないじめの認知の判断と組織としての対応ができるよう、アセスメントシートを活用する。把握したいじめに関して都度アセスメントシート(個人票)を作成する。

第4章 いじめの早期発見・早期対応

1 いじめの早期発見

(1) 教職員による積極的な関わり

- 暴力を伴わないいじめや、グループ内のいじめなどは見過ごしやすいことから、児童が発する小さなサインにもいち早く気付くように努める。
- 日常的な観察や声掛けの関わり、出席状況の確認等により、児童の変容を見いだす。
- 児童からいじめの情報を得やすくするための目安箱等を設置する。
- 児童からいじめの情報を得やすくするためにシャボテンログを活用する。
- いじめの疑いがある場合には、個々の教職員が把握した情報を教職員全体で必ず共有をする。
- 部活動、スポーツ少年団等、他学年や他校を含むあらゆる集団における人間関係の把握に努める。
- 保護者からの情報も必要に応じて収集する。

(2) いじめアンケートや教育相談の計画的な推進

- 市立全学校が取り組む記名式の「悩みやいじめに関するアンケート調査」の他、記載者の匿名性を守る無記名アンケートなどの本校独自アンケート（6月末実施）（4月末実施）やいじめチェックシートFormsによるいじめチェック（年43回…5月、7月、9月、2月）、教育相談を計画的に実施し、児童の様子を客観的に把握する。
- 悩みやいじめに関するアンケート調査用紙は、小学校から中学校に用紙そのものを引き継ぎ、定められた期間（3年間）保管する。
- アンケートは、数量的な分析・評価にとどまることなく、スクールカウンセラーを活用するなど複数の教職員で空欄や消した痕も含めた質的な分析・評価を行うことを心がけ、児童の心の内面に迫る努力をする。
- 4月・11月のアンケート実施後は、児童全員への教育相談を行い、児童の実態把握に努める。
- 教育相談は、児童の発達の段階に応じて、スクールカウンセラーからの助言を参考にするなど、心的負担を与えないよう実施する。
- アンケート調査や個人面談等において、児童が自らSOSを発信することや、いじめの情報を教職員に報告することは、当該児童にとっては多大な勇気を要するものであることを踏まえ、学校は、児童からの相談に対しては、迅速に対応することを徹底する。

2 いじめへの対処

いじめの疑いを把握した場合には、速やかに組織的な対応を行い、いじめられた児童の安全・安心を確保する。併せて、いじめた児童に対しては、保護者の協力を得るとともに、必要に応じて、警察や法務局、児童相談所や医療機関などの関係機関と連携を図りながら、適切な指導を行う。

3 緊急時の対応について

- (1) 緊急性が高いと判断した事案や、いじめの重大事態につながる事が懸念される事案については、速やかに教育委員会に報告する。
- (2) 教育委員会は、学校が緊急性が高いと判断した事案や、いじめの重大事態につながる事が懸念される事案が報告された場合は、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー、スクールセーフティアドバイザーなどの活用も含めて学校と連携して対応に当たる。

第5章 いじめ防止のための組織

1 名称:校内いじめ防止対策会議

2 構成

(1)組織の責任者は校長とし、いじめの防止等に係る全ての取組は、校長の監督の下、行う。

(2)構成員

【必須構成員】

管理職、生徒指導担当教諭、教務主任、保健主事、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、他関係の教職員、学級担任

【必要に応じて】

弁護士、医師、警察官経験者、教育学者などの外部専門家等や地域の関係者

(3) いじめの疑いを把握した場合は、校内いじめ防止対策会議で速やかに対応する必要があることから、構成員がそろわない場合でも出席可能な構成員のみで会議を開催する。その場合、再度、定例の会議で確認することとする。

(4)校長の不在時には、教頭が組織的な対応の指揮に当たり、3に掲げた役割を遂行する。

(5)構成員がやむを得ず会議に参加できない場合には、会議日以外に個別に意見を求める。

3 組織の主な役割

- ・いじめの防止
- ・いじめの早期発見・いじめへの対処
- ・学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組
- ・組織の周知

4 校内いじめ防止対策組織の会議について

(1) 校内いじめ防止対策組織の会議の開催予定日を指導計画表等に位置付け(E表で市教委にも報告)、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーが参加できるように日程を調整し、定例の会議を月に1回開催する。

(2)毎月の会議において、いじめの認知や解消の件数及び認知した個別の対応状況を確認する。

(3)いじめに関わり、11月のアンケート実施後に、アンケート結果や面談等の内容について検討するために、校内いじめ対策組織の会議を定例とは別に開催する。

(4)校内いじめ対策組織の会議録を作成し、校長の決裁を得る。また、個別の対応状況については、会議録とは別にいじめアセスメントシート(進捗管理用)に記録する。

【札幌市立北野台小学校における組織的ないじめ対応の流れ(例)】

いじめの情報の把握

- ◆全職員で子どもに関わり、登校観察などから情報を得る。
- ◆変化に気付いた時は過小評価せずに、関係者に報告し、全教職員で情報を共有する。
- ◆アンケートや教育相談を計画的に推進する。

正確な事実確認

- ◆いじめ行為はその場で指導。
- ◆子ども・保護者・地域等からのいじめの苦情相談を受けた場合は真摯に傾聴。
- ◆周囲の子どもを含め、関係者から速やかに聞き取り。
- ◆個別の聞き取りとその記録化。
- ◆主任・担当者から管理職への報告。

校内いじめ防止対策会議
指導方針の決定

- ◆会議の招集、役割分担。
- ◆指導・支援の方針を決定する。
- ◆全教職員でいじめの事実の共通理解を図る。
- ◆教育委員会・関係機関との連携を図る。

子どもへの指導・支援

保護者との連携

- ◆保護者と会って、事実関係をその日のうちに伝える。
- ◆いじめの背景を共有し、再発防止への協力を要請する。

- ◆被害の子どもに寄り添い、心のケアに努める。安全確保のため、休み時間などの見守りを実施。
- ◆加害の子どもには、いじめは人格を傷つける行為であることを理解させるとともに、いじめに向かわせない力を育む。

関係機関との連携

- ◆いじめの発生及び対応について適宜報告するとともに、対応について助言を得る。
- ◆警察・法務局等との連携も考慮する。

再発防止

- ◆指導・支援体制に修正を加える。
- ◆被害の子どもと保護者の了解を得て、再発防止のための学級指導・学年指導を行う。
- ◆良好な人間関係の学年・学級・集団づくりを進める。

第6章 家庭(保護者)・地域の関係者、警察との連携協力、参画体制

(1) いじめの防止等についての家庭や地域の理解促進

- ~~学校いじめ防止基本方針について、学校だより、学校ホームページなどに掲載するとともに、入学時や各年度の開始時に、児童及び保護者に対し直接説明するなど、周知する。~~
- ~~PTAや地域の関係団体が集まる機会に、児童の状況について共有するとともに、いじめ防止対策の概要を説明し、学校のいじめ防止等の取組について理解を求める。~~
- 入学時及び各年度の開始時に学活の時間を用いて児童生徒の発達の段階に応じて方針を説明し、いじめについての理解を図り、いじめの防止等の取組を推進する。
- 年度当初の学級懇談・教育説明会において、保護者や関係機関等に方針を説明し、いじめの定義や学校の取組に対しての共通理解を図り、連携・協働していじめの防止に当たる体制づくりにつなげる。
- 方針を各学校のホームページに掲載し、保護者や地域住民が学校いじめ防止基本方針の内容を容易に確認できるようにする。

(2) 家庭や地域の協力・参画の推進

- 学校外でいじめの疑いがある場面を見かけた方からの学校への通報等の協力について、保護者や地域住民に周知する。
- 通学路指導等における地域の方々との関わりを大切に、いじめの防止についても参画を求める。

(3) 地域住民との交流

- 地域における体験学習や地域が主催するお祭り等の行事での児童の様子について、地域の方々から定期的に情報を得るなど、児童の様々な側面を把握して、一人一人の指導に生かしていく。

(4) 警察との連携

- 児童の命や安全を守ることを最優先に、いじめが犯罪行為に相当し得ると考えられる場合には、学校として、警察への相談・通報を行い、適切な援助を求める場合がある。

(参考)

いじめ防止対策推進法 第23条第6項

学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

第7章 いじめの解消

- 国の方針で定められている、いじめの解消の目安である3か月に至るまでの間、教職員による見守りを実施するとともに、被害児童及び保護者との面談等を通じて、心身に苦痛を感じていないかを継続的に確認する。加えて、加害児童の保護者に対しても、学校における状況等を共有し、保護者と連携して指導と見守りを行う。
- いじめの解消の判断は、事案退所後3か月を目途として、被害児童及び保護者との面談等による確認の結果を踏まえて、校内いじめ対策会議において行う。

いじめが解消している状態とは、少なくとも次の二つの要件が満たされている必要がある。

- ①被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)が止んでいる状態が、少なくとも3か月以上継続していること。ただし、この期間は、いじめの被害の重大

性等を考慮し、学校の設置者又は、学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

- ②被害児童が、いじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

【国のいじめの防止等のための基本的な方針(最終改定 平成 29 年3月 14 日)P30~31】

○複数の教職員がそれぞれに集めたいじめに関する情報は、ICTも活用し、校内いじめ対策会議において集約と共有を図る。また、アンケートの結果など過年度の情報も含め、児童ごとに個別に情報をまとめるなどして、経年的に把握できるようにする。

~~○いじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、当該児童を日常的に注意深く観察する必要がある。~~

~~○いじめの被害児童がいじめにより心的に不安定になっている場合等には、いじめが解消したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、随時、必要な支援を行うことが大切である。~~

~~○児童が真にいじめの問題を乗り越えた状態とは、被害児童に対する謝罪だけではなく、被害児童の回復、加害児童が抱えるストレス等の問題の除去等を経て、双方の当事者や周りの者全員が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって達成されるものである。~~

1 重大事態への対処概要

(1) いじめの重大事態※に対処し、同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行う。

※重大事態とは(国の「いじめの防止等のための基本的な方針」より)

①児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるときとは、次の様なケースなどが想定される。

- ・児童生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

②いじめにより児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

- ・「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とする。

③児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

(2) 前項の調査を行ったときは、いじめを受けた子ども及びその保護者に対し、必要な情報を適切に提供する。

2 重大事態への具体的な対応

(1) 重大事態発生の報告

・学校から教育委員会、教育委員会から市長に重大事態の発生がを報告される。

(2) 調査主体の判断

・教育委員会が、調査の主体について判断する。

A <学校が調査主体>

※学校の調査組織に弁護士などの専門家を加える

※教育委員会の支援(予算、事務等)

B <教育委員会が調査主体>

※教育委員会が設置する附属機関

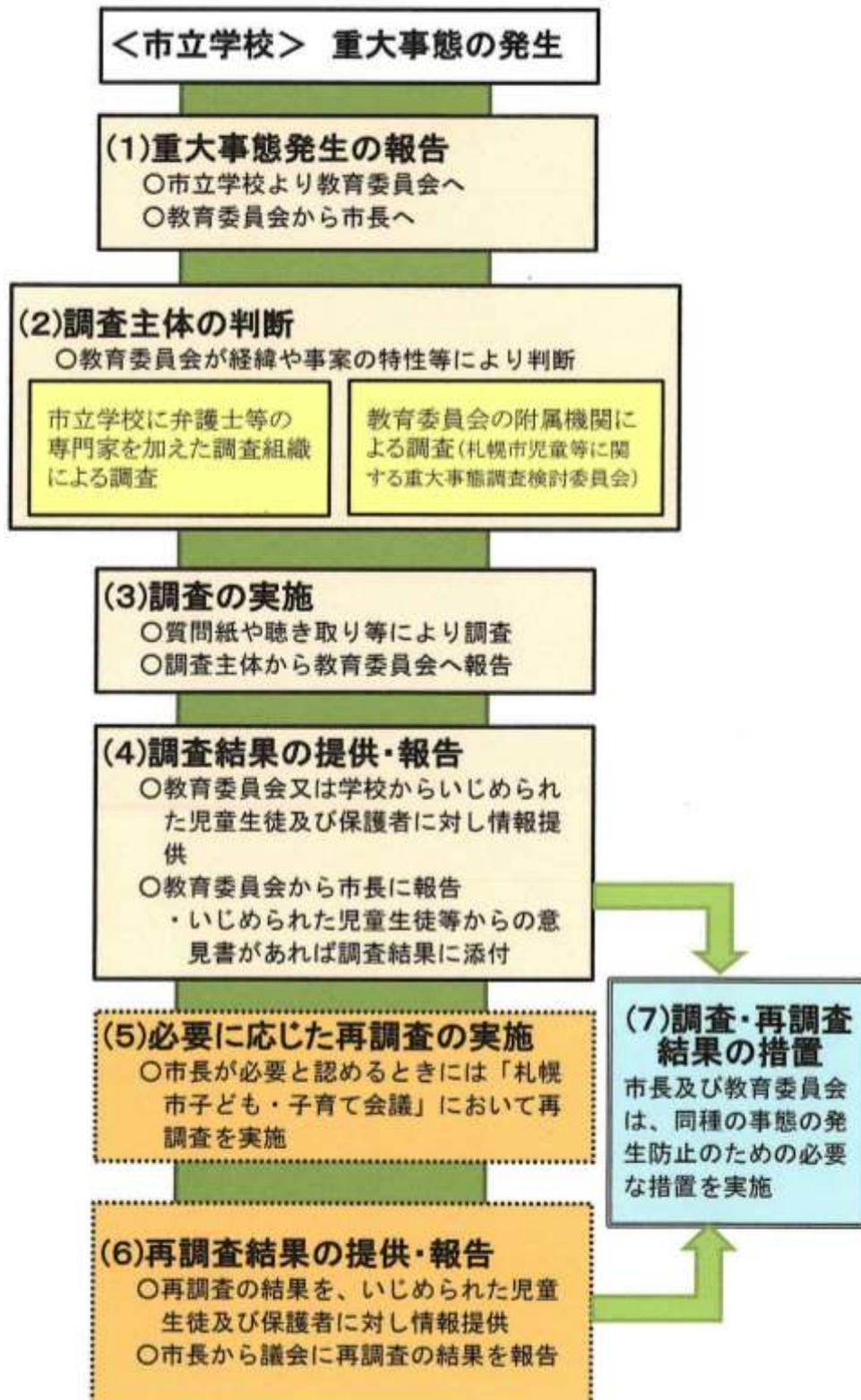
札幌市児童等に関する重大事態調査検討委員会

(3) 調査の実施

(4) 調査結果の提供及び報告

(5) 再調査及び措置

いじめ防止対策推進法における重大事態発生後の対応フロー



「札幌市いじめ防止等のための基本的な方針」より

【札幌市立北野台小学校 いじめ防止に関わる年間計画】

月	主な学校行事	市教委	学校	保護者・地域
4	1学期始業式 入学式	SC来校	校内研修(いじめ防止基本方針の説明と運用方法について) 入学受付・面談 学活(いじめに関わる指導・シャボテンログの使い方) 校内いじめ防止対策会議 フォームによるいじめアンケート	PTA総会 懇談・教育説明会(本校のいじめ防止基本方針の説明)
5		SC来校 特別支援教育巡回相談員来校	→教育相談(全員) →事後指導 いじめアンケート 校内いじめ防止対策会議	交通安全街頭啓発
6	運動会	SC来校	いじめアンケート →いじめ調査への対応 →事後指導 校内いじめ防止対策会議	青少年健全育成委員会 地域連絡会
7	1学期終業式	SC来校 特別支援教育巡回相談員来校 子ども理解に関わる研修会	いじめアンケート フォームによるいじめチェック① →聞き取り(該当児童) 校内いじめ防止対策会議	参観懇談日
8	2学期始業式	SC来校	校内いじめ防止対策会議→ 校内研修(命の大切にする指導の徹底などの通知を活用した研修)	
9	修学旅行 通知表発行	命の大切さを見つめなおす月間 SC来校	いじめアンケート 人権尊重月間 フォームによるいじめチェック② →聞き取り(該当児童) →事後指導 出前授業(札幌市弁護士会) 道徳授業(いじめに関する単元) 校内いじめ防止対策会議	土曜参観
10	スマイル遠足 滝野宿泊学習	SC来校 特別支援教育巡回相談員来校	校内いじめ防止対策会議	個人懇談
11	学習発表会	SC来校	市教委悩みやいじめに関するアンケート →いじめ調査への対応	

			→教育相談(全員) →事後指導 校内いじめ防止対策会議	
12	2学期終業式	SC来校	校内いじめ防止対策会議	
1	3学期始業式	SC来校	校内いじめ防止対策会議→ 校内研修(命の大切にする指導の徹底などの通知を活用した研修)	
2	スキー学習	SC来校	いじめチェックシート フォームによるいじめチェック③ →聞き取り(該当児童) →事後指導 校内いじめ防止対策会議	
3	卒業証書授与式 通知表発行 修了式	SC来校	新入児童の情報収集 校内いじめ防止対策会議	学校関係者評価委員会 小中引継ぎ委員会